

国際人権活動日本委員会 第11回国際人権入門講座 女性差別撤廃委員会の勧告を 政府にどう履行させるか

昨年、国連女性差別撤廃委員会は、第9回日本政府報告を審査し、NGOからの情報もふまえて総括所見を公表しました。委員会が懸念を示して勧告を行ったものには、ジェンダー・ステレオタイプの排除、ジェンダーに基づく女性に対する暴力への対応強化、政治や公的活動への女性の参画推進、教育・研究分野における女性割合の増加、雇用・労働分野における男女間格差の縮小・解消、保健分野における現代的避妊法や安全な妊娠中絶へのアクセス確保、妊娠中絶についての配偶者同意要件の削除、婚姻・家族関係における離婚時の財産分与の平等や養育費の確保など多数に上ります。

日本政府の後ろ向きな姿勢に厳しい批判が浴びせられたと言えます。一方、これらの勧告をどう履行させるかは、私たちの運動にかかっています。そのためにどうすればよいか、ともに考えませんか？

国際人権活動日本委員会は、こうした問題を国際人権法や国際条約などとの関係から、私たちの運動の中に国際的に保障されているはずの人権をどのように生かしていくかを考える場として「国際人権入門講座」を開催しています。ご参加をお待ちしています。

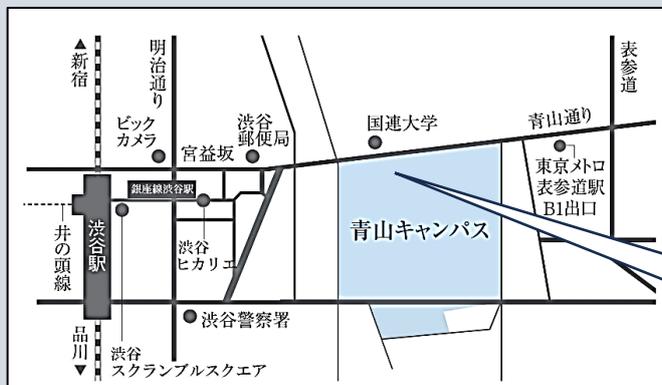
☆ 講演：浅倉むつ子さん（早稲田大学名誉教授、国際女性の地位協会共同代表、女性差別撤廃条約実現アクション共同代表）

☆ 日時：3月28日（金）18:30～20:30

☆ 会場：青山学院大学青山キャンパス・
総研ビル8階 第10会議室

☆ 資料代：500円

（会場へのアクセス）



- JR山手線、東京メトロ他「渋谷駅」より徒歩10分
- 東京メトロ「表参道駅」より徒歩5分

総研（総合研究所）ビルは、国連大学向かい側の門に入ってすぐ右側の建物です。

国際人権活動日本委員会 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館1階
電話：03-3943-2420 / e-mail：hmrights@yahoo.co.jp